

No.	質問内容	回答
1	仕様書に「受託者において運用サーバーを準備すること」とありますが、ドメインについても受託者で準備する想定でしょうか。受託者が管理するサブドメイン（例：〇〇.example.co.jp）を使用した運用でも差し支えないかご教示ください。なお、業務終了後はサイト及びサーバーを終了する運用を想定しておりますが、その認識でよろしいでしょうか。	ドメインについては、ウェブサイトの信頼性を確保するため県が管理するドメイン配下で運用することを想定しております。そのため、サブドメインについても県が管理するサブドメイン（〇〇〇.pref.ibaraki.jp）を使用するものとします。なお、業務終了後のサイト及びサーバの取扱いについては、仕様書「第7 その他（3）」に記載のとおりです。
2	アンケート実施に当たり、県及び水戸ナンバー管轄市町村において活用可能な広報媒体（県ホームページ、県公式LINE、広報紙、SNS、市町村ホームページ、広報紙等）がございましたらご教示ください。また、受託者が作成した広報素材について、県及び市町村から情報発信いただくことは可能でしょうか。	県において活用可能な広報媒体については、下記のものがありますが、活用できる枠の数には限りがあり、広報媒体の担当課における審査を経て実施の可否を判断いたします。そのため、必ずしもご活用いただけるとは限りませんこと、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。 （今年度実施するもので、実施ターゲット層が主に県民向けのみ抜粋） ○ラジオ ・ Lucky FM（県だより） ・ Lucky FM（県政スポット） ○新聞（茨城新聞による新聞広報等） ○県広報紙（ひばり） ○インターネット - 県HP、X（旧：Twitter）、Facebook、LINE、電子チラシ（電子チラシポータルサイト・アプリ「トクバイ」を活用）、いばキラTV（youtube） ○テレビ - いばらき推し ○県庁舎2階デジタルサイネージ（電子公告） ○ポスター ・ 県庁舎2階ポスターコーナー：1～2枚 ・ 県内イオン11店舗：11枚 ・ 県内ファミリーマート230店舗：230枚 ○チラシ ・ 県内イオン11店舗：315枚（各30枚（1店舗のみ15枚）） ・ 県内ファミリーマート230店舗：2690枚 ・ 道の駅：480枚（各30枚） ○Yahoo くらし ※県内イオン、ファミリーマートのポスター、チラシについて、店舗を指定して（エリアを指定して）送付することは原則不可となります。そのため、活用を希望し、県の審査を通過した場合は、上記に記載の部数をご準備いただくことを想定しております。 ※ポスター、チラシについて、店舗の都合により掲載できない場合があります。 ※チラシについて、一枚刷りの厚みがないものに限ります。 市町村において活用可能な広報媒体については、今後聞き取り等を実施し確認予定です。 また、受託者が作成した広報素材の情報発信については、県及び市町村にて業務に負担がない範囲で実施するものとし、かつ情報発信にかかる費用（例：広報素材の発送業務等）についても事業費に含む場合に限り、実施が可能となります。

3	国交省のガイドライン関連については、下記と言う理解でよろしいでしょうか？ ナンバープレートの図柄デザイン制作に関するガイドライン https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001381952.pdf 国土交通省「図柄ナンバープレート（地方版）導入要綱」掲載ページ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000051.html 図柄入りナンバープレート データ作成について https://www.mlit.go.jp/common/001461030.pdf 国土交通省「図柄ナンバープレート（地方版）導入要綱の見直しについて」PDF https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001990276.pdf 国土交通省「図柄ナンバープレート（地方版）」制度説明ページ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000036.html 国土交通省「図柄入りナンバープレート等に関する検討会」ページ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000040.html 国土交通省 報道発表「図柄入りナンバープレート等に関する検討会」第12回を開催します https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000180.html	図柄制作に関する主なガイドラインについては、仕様書「第4業務内容（1）」に記載のとおり下記のとおりとなります。 ・図柄ナンバープレート（地方版）導入要綱 https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001997885.pdf ・ナンバープレートの図柄デザイン制作に関するガイドラインhttps://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001997898.pdf ・図柄入りナンバープレート データ作成について https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/002007644.pdf https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000052.html ※上記ガイドライン等は本業務履行期間中に追加・改定される場合があるが、それぞれ最新版に準拠すること。 その他お示しされた資料等については、参考としてお取り扱いいただいて差し支えございませんが、これらについても国土交通省HP等で掲載のあるものとし、必ず最新版をご確認願います。
4	アンケートについて、県として想定している回答目標数又は目安がございましたらご教示ください。	想定している回答目標数又は目安については、双方協議のうえ、決定します。
5	第4業務内容（4）WEB サイト制作・保守・管理について WordPress 等のCMS 利用は可能でしょうか。また、利用可能なCMS に制限はありますか。	受託者が提案するサーバ環境上で安定稼働し、本仕様書に定める機能要件、セキュリティ要件及び保守要件を満たす場合に、利用可能です。 なお、CMSについて特定の製品指定はございません。